

○大分市営住宅条例

平成9年6月25日

条例第20号

改正 平成10年3月28日条例第22号

平成10年9月28日条例第44号

平成11年12月15日条例第56号

平成12年3月28日条例第21号

平成12年9月27日条例第41号

平成13年3月29日条例第16号

平成13年9月27日条例第33号

平成14年12月17日条例第41号

平成16年3月29日条例第14号

平成16年12月17日条例第43号

平成17年6月30日条例第24号

平成18年3月28日条例第16号

平成18年12月18日条例第51号

平成19年9月28日条例第34号

平成20年3月28日条例第9号

平成20年9月18日条例第32号

平成22年12月16日条例第43号

平成 23 年 3 月 22 日 条例第 8 号

平成 23 年 12 月 16 日 条例第 35 号

平成 24 年 3 月 27 日 条例第 13 号

平成 24 年 12 月 17 日 条例第 76 号

平成 25 年 3 月 29 日 条例第 18 号

平成 25 年 12 月 16 日 条例第 50 号

平成 26 年 9 月 19 日 条例第 31 号

平成 26 年 12 月 15 日 条例第 52 号

平成 27 年 3 月 20 日 条例第 21 号

平成 27 年 9 月 17 日 条例第 43 号

平成 29 年 12 月 19 日 条例第 36 号

平成 30 年 9 月 21 日 条例第 56 号

令和元年 12 月 16 日 条例第 52 号

令和 2 年 12 月 15 日 条例第 54 号

令和 3 年 3 月 29 日 条例第 30 号

令和 4 年 6 月 28 日 条例第 28 号

令和 6 年 6 月 28 日 条例第 45 号

令和 7 年 3 月 28 日 条例第 32 号

大分市営住宅条例（昭和 38 年大分市条例第 36 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設並びに改良住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定により国の補助を受けて建設した住宅及び国の補助を受けることなく建設した住宅で市民に賃貸するもの及びその附帯施設をいう。
- (2) 改良住宅 市が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）の規定により建設した住宅（国の補助を受け建設し、改良法の規定に準じて管理する住宅を含む。）及びその附帯施設をいう。
- (3) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。
- (4) 市営住宅等 市営住宅及び改良住宅をいう。
- (5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (6) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (7) 駐車場 市営住宅の共同施設として設置された駐車場及び改良住宅に附帯して設置された駐車場をいう。

(設置)

第3条 市営住宅等の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) 市のホームページ
- (3) 市報
- (4) 市役所その他市長の定める場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅等の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公告するものとする。

(令7条例32・一部改正)

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、別に定めるところにより公募によらないで市営住宅等に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若

しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (6) 改良法に基づく住宅地区改良事業の施行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅（市営住宅等及び法第2条第2号に規定する公営住宅（市が設置するものを除く。）をいう。）に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）と同居している者の人数に増減があったこと、既存入居者又は当該既存入居者と同居している者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は当該既存入居者と同居している者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(平 1 8 条例 1 6 ・ 平 2 0 条例 9 ・ 令元条例 5 2 ・ 令 4 条例 2 8 ・ 一部改正)

(入居者資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第 2 項において「老人等」という。）にあっては第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条に規定する被災者等にあっては第 4 号及び第 6 号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の第 5 項で定める場合 2 1 4 ,
0 0 0 円

イ アに掲げる場合以外の場合 1 5 8 , 0 0 0 円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、市長が入居について

特別の事情があると認める者については、この限りでない。

- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表

第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）

第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (5) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保

護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）

第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1

9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一

部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第

2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過して

いないもの

- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成

1 3 年法律第 6 3 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年

法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、住宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者(前各号に掲げる者その他の現に入居の資格を有する者の入居を妨げない場合として市長が定める場合に限る。)

3 市長は、入居の申込みをした者のうち前項本文の規定に該当するものについて、前項ただし書に規定する者であるか否かの判断を行うものとする。この場合において、当該判断の基準等については、市長が別に定めるものとする。

4 市長は、前項の判断をしようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査をさせることができる。

5 第1項第3号アに規定する入居者が身体障害者である場合その他の場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居しようとする親族にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第2項第3号に規定する程度であるもの

ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居しようとする親族に義務教育終了前の者がある場合

6 改良住宅に入居することができる者は、第1項各号（第3号を除く。）及び改良法第18条に規定する条件を具備する者でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合において当該改良住宅に入居することができる者が具備しなければならない条件については、第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号イ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

（平12条例41・平20条例9・平24条例76・平25条例50・
平26条例31・令2条例54・令4条例28・令6条例45・令7
条例32・一部改正）

（入居者資格の特例）

第7条 法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止又は改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該市営住宅等の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅等への入居の申出をした場合においては、その者は、前条第1項又は第6項に規定する条件を具備する者とみなす。

2 法第24条第2項に規定する市営住宅の入居者は、前条第1項各号（老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第6号まで）に掲げる条件を具備

するほか、当該災害発生の日から３年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

- ３ 特別の事情があると市長が認める者が、市営住宅への入居の申出をした場合においては、その者は、前条第１項第１号に規定する条件を具備する者とみなす。

(平１２条例４１・平２０条例９・平２４条例７６・令元条例５２・一部改正)

(入居の申込み)

第８条 第６条（第６項を除く。）に規定する入居者資格のある者、前条第１項に規定する者（明渡しをしようとする入居者で、市営住宅等への入居の際改良住宅に入居させるべき者としての条件を具備していたもの（次項において「旧改良住宅入居者」という。）を除く。）又は同条第３項に規定する者で市営住宅等に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、公募の都度入居の申込みをしなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者、第６条第６項の規定に該当する者又は旧改良住宅入居者を市営住宅等の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

(平１２条例４１・平２４条例７６・令元条例５２・一部改正)

(入居者の選考)

第9条 前条第1項の規定により入居の申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項の選考に際し、申込者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅等に入居することができるよう配慮するものとする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する申込者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超えている場合においては、公開抽選によって入居者を決

定するものとする。

- 4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭鉱離職者、同和地区出身者、老人、心身障害者、18歳未満の子を3人以上扶養している者、義務教育終了前の子を扶養している者、単身者、相当の回数にわたり市営住宅等の申込みをしている者で市長が定める要件を備えているもの、市長が定める基準の収入を有する低額所得者その他市長が特別の事情があると認める者で速やかに市営住宅等に入居することを必要としているものについては、同項の規定にかかわらず市長が指定した市営住宅等に優先的に選考して入居させることができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居者の選考に関し、意見を聴くため、大分市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- 6 委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

（平22条例43・令3条例30・令6条例45・令7条例32・一部改正）

（入居補欠者）

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が市営住宅等に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合にお

いて、第8条第2項の規定を準用する。

- 3 入居補欠者の資格は、公募に係る市営住宅等の入居決定者が全て入居を完了したときに消滅するものとする。

(令7条例32・一部改正)

(入居の手続)

第11条 入居決定者は、通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請け書を提出すること。

- (2) 第20条に規定する敷金を納付すること。

- 2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する入居の手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に当該入居の手続をしなければならない。

- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請け書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

- 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続を完了したときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅等の入居可能日を通知しなければならない。

- 5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に

入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 入居決定者は、市営住宅等に入居後 1 4 日以内に入居届を市長に提出しなければならない。

(入居決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、入居決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

- (1) 入居申込書の記載事項に虚偽の事実があると判明したとき。
- (2) 前条第 1 項、第 2 項又は第 6 項に規定する手続をしないとき。
- (3) 正当な理由がなく前条第 5 項に規定する入居をしないとき。

(同居の承認)

第 1 3 条 市営住宅等の入居者は、当該市営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平 2 0 条例 9 ・ 一部改正)

(入居の承継)

第 1 4 条 市営住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅等に

居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平 2 0 条例 9 ・ 一部改正)

(家賃の決定)

第 1 5 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第 1 7 条第 2 項の規定により認定された収入（同条第 3 項の規定により更正された場合にあっては、その更正後の収入。第 3 0 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者から第 1 7 条第 1 項の収入の申告がない場合において、第 3 7 条第 1 項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

- 3 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第 3 条に規定する方法により算出した額とする。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第

19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者に限る。)が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

5 改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定により、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第12条及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)の規定による改正前の公営住宅法施行令第4条に規定する算出方法により算出した額とする。

6 改良住宅の入居者について第1項(入居者(省令第8条各号に掲げる者に限る。))が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第4項)の規定の例により算出した額が前項の規定による家賃に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該家賃と当該算出した額の差額を当該家賃から減額して得た額をもって当該改良住宅の入居者の家賃とする。

(平12条例21・平24条例76・平29条例36・一部改正)

(改良住宅の家賃の変更)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第5項の規定による改良住宅の家賃を変更し、又は同項及び第18条の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えて家賃を変更し、又は定めようとするときは、公聴会を開いて、利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(平11条例56・平29条例36・一部改正)

(収入の申告等)

第17条 市営住宅等の入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告し、又は報告しなければならない。

2 市長は、第15条第4項の規定により把握した収入又は前項の規定による収入の申告若しくは報告に基づき、収入の額を認定し、当該認定した額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に

理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(平 1 2 条例 2 1 ・ 令元条例 5 2 ・ 一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 1 8 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者（第 6 条第 1 項第 2 号に規定する親族及び第 1 3 条第 1 項の規定により同居の承認を得た者をいう。以下同じ。）の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 年度の途中で失業等により収入が変動した場合であって、当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があるとき。
- (5) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(令 4 条例 2 8 ・ 一部改正)

(家賃の納付)

第 1 9 条 市長は、入居者から第 1 1 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅等を明け渡した日（第 3 3 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 4 3 条第 1 項の規定による明渡しの請求の

あったときは当該請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日（その日が12月31日であるときは翌年の1月4日とし、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。
- 3 入居者が、新たに市営住宅等に入居した場合又は市営住宅等を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。
- 4 入居者が、第42条第1項に規定する手続を経ないで市営住宅等を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡し日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

（令7条例32・一部改正）

（敷金）

第20条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

- 2 市長は、第18条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を

履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、当該入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅等を明け渡すときにこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

5 敷金には、利息を付さない。

(令元条例52・一部改正)

(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用するものとする。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の建設に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第22条 市営住宅等及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって、前項に掲げる修繕の必要が生じた

ときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅等及び共同施設の修繕に要する費用

(平16条例43・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第24条 入居者は、市営住宅等又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅等又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、当該入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(令元条例52・一部改正)

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第26条 入居者が市営住宅等を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第27条 入居者は、市営住宅等を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第28条 入居者は、市営住宅等を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅等の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第29条 入居者は、市営住宅等を模様替し、若しくは増築し、又は当該市営住宅等の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅等を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項の承認を得ずに市営住宅等を模様替し、若しくは増築し、又は当該市営住宅等の敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第17条第2項の規定により認定した市営住宅等の入居者の収入の額（入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定によ

る報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入の額。次項において同じ。)が、市営住宅の入居者にあつては第6条第1項第3号の金額を、改良住宅の入居者にあつては第6条第7項後段の規定により読み替えられた第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が当該市営住宅等に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第17条第2項の規定により認定した市営住宅の入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平12条例21・平12条例41・平24条例76・平29条例36・一部改正)

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅等を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃等)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された市営住宅の

入居者は、第 15 条第 1 項（入居者（省令第 8 条各号に掲げる者に限る。）

が第 17 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第 15 条第 4 項。第 34 条第 1 項において同じ。）の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第 8 条第 2 項又は第 3 項に規定する方法によるものとする。

3 第 30 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された改良住宅の入居者は、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、割増賃料を支払わなければならない。

4 前項の割増賃料は、改良住宅の入居者について第 2 項の規定の例により算出した額から第 15 条第 5 項若しくは第 6 項又は第 16 条の規定により定められた家賃を控除して得た額とする。

5 前項の規定により算出して得た割増賃料が、旧法第 21 条の 2 第 2 項の規定により算出した額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額を割増賃料とする。

6 第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃及び第3項の割増賃料について準用する。

(平12条例21・平29条例36・令元条例52・一部改正)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、第30条第2項の規定により高額所得者として認定された市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第 3 4 条 第 3 0 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者は、第 1 5 条第 1 項及び第 3 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 市長は、前条第 1 項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第 1 8 条の規定は第 1 項の家賃及び前項の金銭に、第 1 9 条の規定は第 1 項の家賃にそれぞれ準用する。

（住宅のあっせん等）

第 3 5 条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

（期間通算）

第 3 6 条 市長が第 7 条第 1 項の規定による申出をした者を他の市営住宅等に

入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止又は改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅又は改良住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅等に入居している期間に通算する。

- 2 市長が第39条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに建設された市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに建設された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第15条第1項若しくは第4項から第6項まで、第32条第1項若しくは第3項若しくは第34条第1項の規定による家賃若しくは割増賃料の決定、第18条（第32条第6項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、

その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(平12条例21・平29条例36・令元条例52・一部改正)

(市営住宅建替事業による明渡し請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第34条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第2項中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに建設される市営住宅への入居)

第39条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに建設される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところに

より、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに建設された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項及び第4項、第32条第1項並びに第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平29条例36・令元条例52・一部改正)

(市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅等への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止又は改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止による市営住宅等の除却に伴い当該市営住宅等の入居者を他の市営住宅等に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅等の家賃が従前の市営住宅等の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項及び第4項から第6項まで、第32条第1項及び第3項並びに第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平 1 2 条例 2 1 ・ 平 2 9 条例 3 6 ・ 令元条例 5 2 ・ 一部改正)

(住宅の検査)

第 4 2 条 入居者は、市営住宅等を明け渡そうとするときは、7 日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 2 9 条の規定により市営住宅等を模様替し、若しくは増築し、又は当該市営住宅等の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第 4 3 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅等の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅等又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで引き続き 1 5 日以上市営住宅等を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
- (6) 第 1 3 条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 4 条から第 2 9 条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅等の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに

当該市営住宅等を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた市営住宅の入居者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた市営住宅の入居者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項各号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた改良住宅の入居者に対し、請求の日の翌日から当該改良住宅の明渡しを行う日までの期間については、当該改良住宅の家賃相当額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(平20条例9・令元条例52・一部改正)

(社会福祉法人等に対する使用許可)

第43条の2 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業

等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

（平24条例13・追加）

（使用の手続）

第43条の3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に使用の許可の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に対する処分を決定し、許可する場合にあつては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあつては許可しない旨とともにその理由を当該申請をした社会福祉法人等に対して、通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに当該市営住宅の使用を開始しなければならない。

（平24条例13・追加）

（使用料）

第43条の4 第43条の2第1項の規定による使用の許可を受けた社会福祉法人等（以下「使用許可法人等」という。）は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 使用許可法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の市長が定める額を超えてはならない。

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（平24条例13・追加）

（準用）

第43条の5 使用許可法人等による市営住宅の使用については、第19条から第27条まで、第29条、第38条及び第42条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「第43条の4第1項に規定する使用許可法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条第1項中「第11条第4項の入居可能日」とあるのは「第43条の3第2項の使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項の規定による」とあるのは「第43条の8の規定による使用許可の取消しに基づく」と、第20条第2項中「第18条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と読み替えるものとする。

(平 2 4 条例 1 3 ・ 追加)

(報告の請求)

第 4 3 条の 6 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、使用許可法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(平 2 4 条例 1 3 ・ 追加)

(許可内容の変更)

第 4 3 条の 7 使用許可法人等は、当該許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

(平 2 4 条例 1 3 ・ 追加)

(使用許可の取消し)

第 4 3 条の 8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可法人等に対する市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可法人等が使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用許可法人等が使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 使用許可法人等がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平 2 4 条例 1 3 ・ 追加)

(駐車場の管理)

第 4 4 条 駐車場の管理は、市長がこれを行うものとする。

(使用許可)

第45条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第46条 駐車場を使用する者は、市長が別に定める場合を除き、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅等の入居者若しくは同居者又は使用許可法人等であること。
- (2) 入居者若しくは同居者又は使用許可法人等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第43条第1項各号（使用許可法人等にあつては、第43条の8各号）に規定するいずれの場合にも該当しないこと。

(平24条例13・令7条例32・一部改正)

(使用の申込み)

第47条 駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(令7条例32・一部改正)

(使用者の決定)

第48条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第49条 第47条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
 - (2) 第52条に規定する保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、使用決定者が前2項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知するものとする。
- 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から14日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、

この限りでない。

(平 1 2 条例 4 1 ・一部改正)

(使用料)

第 5 0 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 5 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第 5 2 条 市長は、使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 2 0 条第 3 項から第 5 項まで及び第 2 1 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」と

あるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(令元条例 5 2 ・ 一部改正)

(使用許可の取消し)

第 5 3 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで引き続き 1 5 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第 4 6 条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第 4 3 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅の」とあるのは「駐車場の」と、「入居した」とあるのは「使用した」と、「住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「家賃の額との」とあるのは「使用料の額との」と読み替えるものとする。

(令元条例 5 2 ・ 令 7 条例 3 2 ・ 一部改正)

(準用)

第54条 駐車場の使用については、第44条から前条までに定めるもののほか、第19条、第26条、第27条、第28条本文、第29条第1項本文及び第42条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「第11条第4項の入居可能日」とあるのは「第49条の使用開始日」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該請求のあった日」とあるのは「第53条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該請求のあった日」と、「に入居した」とあるのは「を使用した」と、「第42条第1項」とあるのは「第54条において準用する第42条第1項」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

(令7条例32・一部改正)

(住宅監理員)

第55条 市営住宅等及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅等及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監理員を置く。

2 住宅監理員は、市長が市の職員のうちから任命する。

(住宅管理人)

第56条 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

2 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第57条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めたときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により、現に使用している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(入居決定等に関する意見聴取)

第57条の2 市長は、市営住宅等の入居者を決定しようとするとき、又は現に入居している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第6条第1項第6号、同条第6項、第13条第2項、第14条第2項及び第43条第1項第5号に該当する事由の有無について、大分県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平 2 0 条例 9 ・ 追加、平 2 4 条例 7 6 ・ 一部改正)

(指定管理者の指定)

第 5 8 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、市営住宅等及び共同施設の管理を行わせることができる。

- (1) 市営住宅等及び共同施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保することができる者であること。
- (2) 市営住宅等及び共同施設の管理を効率的かつ適正に行う内容の事業計画書を作成した者であること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による指定は、市営住宅等及び共同施設の管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(平 1 7 条例 2 4 ・ 追加)

(指定等の告示)

第 5 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平17条例24・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第60条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、市営住宅等及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平17条例24・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第61条 市長は、市営住宅等及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを指定管理者に行わせることができる。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) 市営住宅等及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例24・追加)

(罰則)

第62条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃又は割増賃料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する

金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）

以下の過料を科する。

（平１１条例５６・一部改正、平１７条例２４・旧第５８条繰下）

（委任）

第６３条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平１７条例２４・旧第５９条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成９年９月１日から施行する。ただし、第４４条から第５４条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成１２年規則第１１号により平成１２年４月１日から施行）

（経過措置）

- 2 旧法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成１０年３月３１日までの間は、この条例（以下「新条例」という。）第４条第２項、第６条、第７条、第１３条から第１５条まで、第１７条から第２１条まで、第２４条から第４１条まで及び第４３条の規定は適用せず、改正前の大分市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項、第５条、第１０条の２、第１２条から第１７条まで、第２０条から第２３条の５まで、第２４条、第２５条及び第２７条並びに附則第２項及び第３項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第4条第8号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

4 新条例第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第15条第1項から第3項まで又は第18条の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第15条第1項から第3項まで又は第18条の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条

の規定による家賃の額に加えて得た額とし、その者に係る新条例第 3 2 条（第 3 項から第 5 項までを除く。以下この項において同じ。）又は第 3 4 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額が旧条例第 1 2 条、第 1 3 条又は第 1 4 条の規定による家賃の額に旧条例第 2 4 条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第 3 2 条又は第 3 4 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額から旧条例第 1 2 条、第 1 3 条又は第 1 4 条の規定による家賃の額及び旧条例第 2 4 条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 1 2 条、第 1 3 条又は第 1 4 条の規定による家賃の額及び旧条例第 2 4 条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成 1 0 年度	0 . 2 5
平成 1 1 年度	0 . 5
平成 1 2 年度	0 . 7 5

（平 1 2 条例 4 1 ・一部改正）

6 この条例の施行の日（附則第 2 項の市営住宅にあっては、平成 1 0 年 4 月 1 日）前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

（入居者資格に関する読替規定）

7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から起算して1年を超えない期間内において同条の規定による改正後の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「政令」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。以下この条において「整備令」という。）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧政令」という。）」と、同項第3号及び同条第3項中「政令」とあるのは「旧政令」と、同条第5項中「政令」とあるのは「旧政令」と、「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）」とあるのは「整備令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下この項において「旧住宅地区改良法施行令」という。）」と、「住宅地区改良法施行令」とあるのは「旧住宅地区改良法施行令」とする。

（平24条例13・追加）

附 則（平成10年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第44号）

この条例は、平成１０年１２月１日から施行する。

附 則（平成１１年条例第５６号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年条例第２１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改良住宅に入居している者（次項に規定する者を除く。）の家賃については、この条例による改正後の大分市営住宅条例（以下「新条例」という。）第１５条第４項及び第５項、第１６条並びに第１８条の規定による家賃が、その者に係る改正前の大分市営住宅条例第１５条第４項、第１６条及び第１８条の規定による家賃（以下「旧家賃」という。）を超えるときは、平成１９年３月３１日までの間に限り旧家賃との均衡を考慮して市長が別に定める基準により負担調整をすることができる。
- 3 前項の規定は、改良住宅に入居している者で新条例第３２条第３項の規定に該当するものの家賃及び割増賃料について準用する。この場合において、前項中「入居している者（次項に規定する者を除く。）の家賃」とあるのは「入居している者の家賃及び割増賃料」と、「家賃が」とあるのは「家賃並びに新条例第３２条第３項から第６項までの規定による割増賃料が」と、「家賃（以下「旧家賃」とあるのは「家賃並びに同条例第３２条第３項から第５

項までの規定による割増賃料（以下「旧家賃等」と、「旧家賃との」とあるのは「旧家賃等との」と読み替えるものとする。

附 則（平成１２年条例第４１号）

この条例は、平成１２年１０月１日から施行する。

附 則（平成１３年条例第１６号）

この条例は、平成１３年５月１日から施行する。

附 則（平成１３年条例第３３号）

この条例は、平成１３年１０月１日から施行する。

附 則（平成１４年条例第４１号）

この条例は、平成１５年３月１日から施行する。

附 則（平成１６年条例第１４号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年条例第４３号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成１７年１月１日から施行する。

（佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置）

２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に佐賀関町営住宅条例

（平成９年佐賀関町条例第１３号）又は野津原町営住宅管理条例（平成９年野津原町条例第２３号。以下「野津原町条例」という。）（以下「両町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大分

市営住宅条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間、施行日前の野津原町及び佐賀関町の区域に存する市営住宅の家賃については、市長が別に定めるところにより減額することができる。
- 4 施行日から平成18年3月31日までの間、施行日前の野津原町の区域に存する市営住宅の入居者の改正後の第23条第3号の規定による費用負担義務については、同号の規定にかかわらず、野津原町条例の例による。
- 5 施行日前にした両町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ両町条例の例による。

附 則（平成17年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第51号）抄

この条例は、平成19年1月6日から施行する。

附 則（平成19年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第32号）

この条例は、平成２０年１１月１日から施行する。

附 則（平成２２年条例第４３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年条例第１３号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年条例第７６号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成２８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の大分市営住宅条例第６条第２項第１号及び同条第５項第２号の規定の適用については、これらの規定中「６０歳」とあるのは、「平成２５年４月１日前に５７歳」とする。

附 則（平成２５年条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年条例第５０号）

この条例は、平成２６年１月３日から施行する。

附 則（平成２６年条例第３１号）

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年条例第５２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年条例第４３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２９年条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年条例第５６号）

この条例は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（令和元年条例第５２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は令和２年１月１１日から、第２０条第４項を同条第５項とする改正規定、同条第３項ただし書の改正規定、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定並びに第４３条第３項及び第５２条第３項の改正規定は令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年条例第５４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表市営住宅の部の改正規定（「

大分市大字羽屋 1 6 5 番地
大分市大字羽屋 1 6 5 番地
大分市大字羽屋 1 6 5 番地

」を「

大分市上田町一丁目 1 6 5 番地
大分市上田町一丁目 1 6 5 番地
大分市上田町一丁目 1 6 5 番地

」に改める部分に限る。） 令和 3 年 1 月 1 6 日

(2) 別表市営住宅の部の改正規定（前号に掲げる規定を除く。） 令和 3 年 4 月 1 日

附 則（令和 3 年条例第 3 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 2 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 4 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 3 2 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 1 0 条例 2 2 ・平 1 0 条例 4 4 ・平 1 1 条例 5 6 ・平 1 3 条例 1
6 ・平 1 3 条例 3 3 ・平 1 4 条例 4 1 ・平 1 6 条例 1 4 ・平 1 6 条例
4 3 ・平 1 8 条例 1 6 ・平 1 8 条例 5 1 ・平 1 9 条例 3 4 ・平 2 0 条
例 3 2 ・平 2 2 条例 4 3 ・平 2 3 条例 8 ・平 2 3 条例 3 5 ・平 2 5 条
例 1 8 ・平 2 6 条例 5 2 ・平 2 7 条例 2 1 ・平 2 7 条例 4 3 ・平 3 0
条例 5 6 ・令元条例 5 2 ・令 2 条例 5 4 ・令 3 条例 3 0 ・令 7 条例 3
2 ・一部改正）

市営住宅

名称	位置
中の瀬H 8 住宅	大分市中の瀬町 9 1 0 番地の 1
中の瀬H 1 0 住宅	大分市中の瀬町 9 1 0 番地の 7 6
中の瀬H 1 3 住宅	大分市中の瀬町 9 1 0 番地の 7 6
新川町S 4 9 住宅	大分市新川町二丁目 1 3 9 6 番地の 6 1
上田町S 5 1 住宅	大分市上田町一丁目 1 6 6 番地の 1
上田町S 5 2 住宅	大分市上田町一丁目 1 6 6 番地の 1
上田町S 5 3 住宅	大分市上田町一丁目 1 6 8 番地の 1
裏川S 5 3 住宅	大分市大字下郡 1 7 2 1 番地の 3 0

裏川S5 4 住宅	大分市大字下郡 1 7 2 1 番地の 2 7
大石町S5 4 住宅	大分市大字荏隈 3 1 5 番地の 1
大石町S5 5 住宅	大分市大字荏隈 3 1 5 番地の 1
大空S5 6 住宅	大分市大津町二丁目 1 0 番地の 3
大空S5 7 住宅	大分市大津町二丁目 6 番地の 2
畑中S5 6 住宅	大分市畑中五丁目 4 7 6 番地の 1
栗山S5 6 住宅	大分市大字三芳 9 9 7 番地の 4 2
東浜S5 9 住宅	大分市東浜二丁目 1 2 番地
東浜S6 0 住宅	大分市東浜二丁目 4 番地
東浜S6 1 住宅	大分市東浜二丁目 2 番地
東浜S6 2 住宅	大分市東浜二丁目 9 番地
東浜H6 住宅	大分市東浜二丁目 1 番地
新加茂S6 1 住宅	大分市旭町 1 2 2 7 番地
下郡S6 2 住宅	大分市大字下郡 1 3 9 3 番地
下郡H6 住宅	大分市下郡北二丁目 1 2 9 番地
萩原S6 3 住宅	大分市萩原四丁目 2 9 4 番地
東明野S6 3 住宅	大分市明野北四丁目 1 6 8 1 番地の 6 7 2
東明野H1 住宅	大分市明野北四丁目 1 6 8 1 番地の 6 5 9
東明野H2 住宅	大分市明野北四丁目 1 6 8 1 番地の 6 6 0

畑中H 1 住宅	大分市畑中五丁目 3 0 3 番地の 4
畑中H 2 住宅	大分市畑中五丁目 3 0 3 番地の 4
明磧H 3 住宅	大分市明磧町二丁目 2 1 8 番地の 1
羽田H 4 住宅	大分市大字羽田 3 8 2 番地の 3
羽田H 6 住宅	大分市大字羽田 3 5 5 番地
羽田H 1 4 住宅	大分市大字羽田 5 0 9 番地の 1
岩田H 5 住宅	大分市岩田町三丁目 1 3 3 1 番地の 2 1
田ノ浦H 5 住宅	大分市大字神崎 1 8 4 6 番地の 1
庄の原H 7 住宅	大分市大字三芳 1 2 4 0 番地の 1
別保S 2 7 住宅	大分市大字森町 7 3 9 番地
別保S 2 8 住宅	大分市大字森町 7 3 9 番地
関園S 4 0 住宅	大分市大字関園 7 3 4 番地の 1
下徳丸S 4 3 住宅	大分市大字下徳丸 3 9 5 番地の 1
下徳丸H 7 住宅	大分市大字下徳丸 1 3 8 番地の 1
高田H 1 1 住宅	大分市大字下徳丸 8 6 番地の 4
小池原S 4 9 住宅	大分市大字小池原 8 1 9 番地の 2
小池原S 5 0 住宅	大分市大字小池原 8 0 1 番地の 1
寺畑S 5 5 住宅	大分市大字鶴崎 2 1 4 5 番地の 1
明治北S 5 7 住宅	大分市大字小池原 3 4 4 番地の 2

明治北S58住宅	大分市大字小池原326番地
明治北S59住宅	大分市大字小池原303番地の7
明治北S60住宅	大分市大字小池原344番地の9
明治北S61住宅	大分市大字小池原344番地の8
皆春S63住宅	大分市大字皆春415番地の2
寺司H3住宅	大分市西鶴崎二丁目62番地
東浦H5住宅	大分市東鶴崎三丁目60番地の1
猪野H8住宅	大分市大字猪野1427番地の1
寒田S51住宅	大分市大字寒田901番地の2
寒田S52住宅	大分市大字寒田901番地の5
寒田S54住宅	大分市大字寒田901番地の25
木上S39住宅	大分市大字木上574番地の23
木上S42住宅	大分市大字木上690番地の1
下芹S40住宅	大分市大字市561番地の1
国分S41住宅	大分市大字国分1973番地の5
国分S42住宅	大分市大字国分1973番地の13
国分S43住宅	大分市大字国分1973番地の1
国分S44住宅	大分市大字国分1973番地の17
国分H3住宅	大分市大字国分1973番地の5

国分H 4 住宅	大分市大字国分 1 9 7 3 番地の 1 4
国分H 5 住宅	大分市大字国分 1 9 7 3 番地の 3 4
敷戸南H 2 3 住宅	大分市敷戸南町 2 5 3 番地の 1 2
敷戸南H 2 9 住宅	大分市敷戸南町 1 1 8 2 番地の 4
敷戸南R 1 住宅	大分市敷戸南町 1 1 8 2 番地の 4
敷戸北H 1 9 住宅	大分市敷戸北町 1 2 4 3 番地の 3
敷戸東S 4 6 住宅	大分市敷戸東町 1 1 7 5 番地の 4 6
敷戸新S 4 8 住宅	大分市敷戸新町 2 6 9 番地の 4
敷戸新S 4 9 住宅	大分市敷戸新町 2 6 9 番地の 1 2
敷戸新S 5 1 住宅	大分市敷戸新町 2 6 9 番地の 1
小野鶴S 5 2 住宅	大分市大字小野鶴 1 6 2 5 番地の 1
大園S 5 2 住宅	大分市大字鴛野 1 4 8 6 番地の 2
大園S 5 4 住宅	大分市大字鴛野 1 6 3 0 番地の 3
大園S 5 5 住宅	大分市大字鴛野 1 6 3 0 番地の 4
大園S 6 3 住宅	大分市大字鴛野 1 4 8 6 番地の 1
小原S 5 3 住宅	大分市大字光吉 2 1 9 2 番地の 4
小原S 5 5 住宅	大分市大字光吉 2 1 1 4 番地の 5
小原S 5 6 住宅	大分市大字光吉 2 1 1 4 番地の 2 5
小原S 5 8 住宅	大分市大字光吉 2 1 5 5 番地の 9

小原S59住宅	大分市大字光吉2023番地の8
小原S60住宅	大分市大字光吉2114番地の41
小原S62住宅	大分市大字光吉2114番地の8
荒内S40住宅	大分市大字中戸次4245番地
西道条S44住宅	大分市大字中戸次4489番地の1
花香S60住宅	大分市大字端登1788番地
花香S61住宅	大分市大字端登1788番地
花香S63住宅	大分市大字端登1817番地
花香H1住宅	大分市大字端登1806番地の1
花香H5住宅	大分市大字端登1806番地
竹中S63住宅	大分市大字竹中4891番地の2
竹中H1住宅	大分市大字竹中4891番地の2
川床H4住宅	大分市大字中戸次5664番地の1
北S55住宅	大分市大在北三丁目258番地
浜H4住宅	大分市汐見一丁目181番地
村田H5住宅	大分市大字政所2108番地の2
里S42住宅	大分市大字里2416番地の1
里中S44住宅	大分市大字里1032番地の1
坂ノ市H2住宅	大分市久原中央一丁目454番地

坂ノ市H3住宅	大分市久原中央一丁目461番地
日吉原H9住宅	大分市浜中219番地
辛幸中住宅	大分市大字志生木3835番地の1
小志生木住宅	大分市大字志生木3075番地
辛幸浜住宅	大分市大字志生木3891番地の1
大志生木住宅	大分市大字志生木1814番地の2
菅迫住宅	大分市大字志生木1945番地
五反田住宅	大分市大字木佐上3933番地の1
秋ノ江第2住宅	大分市大字白木290番地の8
白木住宅	大分市大字白木2417番地
馬場住宅	大分市大字馬場669番地
古宮住宅	大分市大字佐賀関277番地の1
幸崎駅前住宅	大分市大字本神崎281番地の3
佐賀関H25住宅	大分市大字佐賀関2331番地の1
小屋鶴住宅	大分市大字野津原2281番地

改良住宅

名称	位置
旭町S56住宅	大分市旭町1580番地の7
旭町S58住宅	大分市旭町1353番地の3

旭町S59住宅	大分市旭町1348番地の5
旭町S60住宅	大分市旭町1482番地の1
荒巻H1住宅	大分市大字駄原2408番地の3